

指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護事業所

ケアハウス楽々むら運営規程

第1章 総 則

(目的及び運営方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人あまのほが運営する、介護予防特定施設入居者生活介護事業所及び特定施設入居者生活介護事業所（以下「施設」という。）の人員及び管理運営に関する事項を定め、入居者に必要な支援を行うことにより、尊厳ある生活を営むことができるよう、介護認定を受けておられない入居者に対する必要な介護（以下「自立型介護」という。）及び介護認定を受けておられる入居者に対する介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護（以下「特定型介護」という。）を提供することを目的とする。

- 2 施設は入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立った自立型介護及び特定型介護の提供に努める。
- 3 施設は自立型介護及び特定型介護推進のため、地域と家族との結びつきを尊重し、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(施設の名称等)

第2条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウス楽々むら
- (2) 所在地 兵庫県豊岡市城崎町楽々浦深原419番6

(施設の入居定員)

第3条 施設の入居定員は30名（1ユニット10名で3ユニット）とする。なお、災害等で緊急に受入を行う場合は、関係行政機関と別途協議する。

- 2 施設は定員の範囲内で、要介護認定を受けていない者を受け入れるものとする。

第2章 入居者及び決定・手続

(入居対象者)

第4条 施設に入居できる対象者は、次の対象者ごとに定める各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 自立型介護の対象者

① 満60歳以上の者

(但し、配偶者とともに利用する場合はその一方が60歳以上であること。)

② 家族との同居が困難であること。

③ 伝染性疾患がなく、かつ問題行動を伴うことなく共同生活が可能であること。

④ 生活に充てる安定的な所得があること。

⑤ 身元引受人が得られること。(但し、真にやむを得ない場合を除きます。)

(2) 特定型介護の対象者

① 満60歳以上の者

(但し、配偶者とともに利用する場合はその一方が60歳以上であること。)

② 家族との同居が困難であること。

③ 伝染性疾患がなく、かつ問題行動を伴うことなく共同生活が可能であること。

④ 要支援及び要介護の介護認定を受けていること。

⑤ 生活に充てる安定的な所得があること。

⑥ 身元引受人が得られること。(但し、真にやむを得ない場合を除きます。)

(入居申込)

第5条 施設への入居を希望する者(以下「入居希望者」という。)は、施設が別に定める入居申込書を施設に提出しなければならない。

2 前項に規定する入居申込書の提出があったときは、施設は、入居希望者及びその家族に対し、面接等を通じて、その生活状況、家庭状況等を把握したうえで、施設が別に定める入居判定基準に照らし、入居判定会議等で審査のうえ入居の可否を決定する。

3 施設は、前項の決定をしたときは、速やかに書面により入居希望者に通知する。

(入居手続)

第6条 前条第3項に基づき、入居決定通知を受けた者は、次の各号に掲げる書類を施設に提出しなければならない。

(1) 入居契約書

(2) 戸籍の全部事項証明書

(3) 住民票の写し

(4) 保証書

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設が必要と認める書類

(保証人)

第7条 第5条第3号に基づき、入居決定通知を受けた者は、施設の利用に係る権利・義務の履行に対して、保障能力を有する保証人を立てなければならない。

- 2 保証人は、入居者と連帯して一切の責任を負うとともに、入居者が病気、事故、死亡等により退去する必要があるときは、施設と協議のうえ、必要な措置をとらなければならない。
- 3 保証人は、施設が別に定める保証書を提出しなければならない。

第2章 職員及び職務内容

(職員の区分及び職務内容)

第8条 施設の職員配置及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名
全施設・事業所の業務を統括する。総括管理者に事故あるときは、予め理事長が定めた職員が職務を代理する。
- (2) 管理者（ホーム長） 1名
施設の業務を統轄する。管理者に事故あるときは、予め理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。
- (3) 生活相談員 1名
入居者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する。
- (4) 介護職員 9名以上
入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (5) 看護職員 1名以上
医師の診療補助及び医師の指示を受けて、入居者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員 1名
入居者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 計画作成担当者（介護支援専門員） 2名
入居者にかかる介護計画の作成と介護の進行管理、評価にあたる。
- (8) 医師 2名（嘱託）
入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- (9) 管理栄養士 1名
給食管理、入居者の栄養指導に従事する。
- (10) 調理員 (業務委託)
管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。
- (11) 事務員 3名
施設の庶務、及び会計事務に従事する。

(職員の勤務体制等)

第9条 施設の職員の勤務体制は概ね次のとおりとする。1日の実労働時間が7時間40分となるように、交代で休憩・休息時間を設ける。

(1) 施設長		8 : 30 ~ 17 : 30
(2) 管理者 (ホーム長)		8 : 30 ~ 17 : 30
(3) 生活相談員		8 : 30 ~ 17 : 30
(4) 介護職員	D 1	7 : 00 ~ 16 : 00
	D	8 : 00 ~ 17 : 00
	D 2	10 : 00 ~ 19 : 00
	D 3	12 : 00 ~ 21 : 00
	深夜勤務	21 : 00 ~ 7 : 00
(5) 看護職員	早出	7 : 30 ~ 16 : 30
	日勤	8 : 30 ~ 17 : 30
	遅出	10 : 00 ~ 19 : 00
(6) 機能訓練指導員		8 : 30 ~ 17 : 30
(7) 計画作成担当者		8 : 30 ~ 17 : 30
(8) 医師		週1回及び随時
(9) 管理栄養士		8 : 30 ~ 17 : 30
(10) 調理員		(業務委託)
(11) 事務員		8 : 30 ~ 17 : 30

第三章 生活介護の内容及び利用料

(生活介護の内容)

第10条 入居者に対する特定型介護及び自立型介護の内容は概ね次のとおりとし、入居者の身体状況の配慮しながら適切に対応する。

(1) 身体介護

入浴、清拭、排泄に対して適切な見守り、一部介助または全介助を行う。離床、着替え、整容、口腔衛生その他日常生活上の世話及び支援を行う。

(2) 食事の提供

入居者に食事を提供する場合は、できるだけ変化に富み、十分なカロリー・栄養成分を含み、かつ調理にあたってはご利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収に効果があがるよう努める。また、入居者の食事方法は、自立の支援を目指し、できるだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。なお、食事の献立は、事前に入居者に周知する。

(3) 健康管理

医師及び看護師は、常に入居者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、適切な措置を講ずるとともに、その記録を整備しておくものとする。

(4) 機能訓練

入居者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談・援助

常に、入居者の心身状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族からの相談に応じるとともに、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか適宜レクリエーション行事を行う。また、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(7) 入居者に関する保険者への通知

特定型介護を受けている入居者が、次の各号いずれかに該当する場合は、遅滞なく意見書を付してその旨を保険者に通知する。

① 正当な理由なしに、特定型介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

② 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けまたは受けようとしたとき。

2 自立型介護については、入居者の希望及び身体的状況等自立程度に応じて前各号の一部について対応しないことができるものとする。

(利用料)

第 11 条 施設が特定型介護を提供した場合の介護報酬にかかる利用料の額は介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、特定型介護にかかる利用料の自己負担として、国が定める介護報酬の告示上の額から介護報酬として支払われる額を控除した額を入居者から徴収する。

3 自立型介護を提供した場合は、介護保険の適用を受けないため介護保険上の利用料徴収は発生しない。

(その他の費用)

第 12 条 特定型介護の場合は前条の利用料のほか、次の各号に掲げる費用を併せて徴収する。自立型介護の場合は、次に掲げる費用のみを徴収する。

(1) 滞在費 (室料+光熱費相当分)

(2) 食費 (食材料費+調理費相当分)

(3) ご利用者が設定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) その他

前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。

第四章 運営に関する事項

(重要事項の説明と同意)

第13条 自立型介護及び特定型介護の提供の開始に際し、予め入居者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他ご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について入居者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第14条 自立型介護及び特定型介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由なくその提供を拒まない。

(入居困難時の対応)

第15条 入居希望者に対し施設において適切な自立型介護及び特定型介護を提供することが困難な場合は、関係機関と協力して、他の適切な事業者等を紹介するなどその他必要な措置を講じる。

(受給資格等の確認)

第16条 特定型介護を提供する場合は、入居者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、特定型介護を提供するよう努める。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第17条 自立型介護を提供している入居者にあつては、身体機能の低下等により、要介護認定が必要となったときは、当該時点で必要な援助を行う。

2 特定型介護の開始に際し、要介護認定等を受けていない場合は、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は必要な指導、援助を行う。

3 入居中の要介護認定更新にあつても、必要な指導、援助を行う。

(生活介護の取扱方針)

- 第18条 自立型介護及び特定型介護は、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、ご利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- 2 自立型介護及び特定型介護を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して利用する入居者については、それぞれの介護計画に基づき、入居者の機能訓練及び入居者が日常生活を営むうえで必要な援助を行う。
 - 3 自立型介護及び特定型介護の提供にあたっては、懇切丁寧に、入居者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
 - 4 自立型介護及び特定型介護の提供にあたっては、入居者及び他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、入居者の行動を制限する行為は行わない。
 - 5 自ら、その提供する自立型介護及び特定型介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス計画の作成)

- 第19条 施設は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予想される入居者については、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、自立型介護及び特定型介護の提供の開始前から終了に至るまでの、サービス目標、達成時期、サービス内容および留意事項を盛り込んだサービス計画を作成する。
- 2 施設は、サービス計画を作成する場合には、それぞれの入居者に応じた計画とし、入居者またはその家族に対し、その内容等について説明し同意を得る。
 - 3 サービス計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

(虐待防止に関する事項)

- 第20条 施設は、利用者の人権を擁護し、又は虐待の発生若しくはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(衛生管理、感染症の予防及びまん延防止)

第21条 施設長(管理者)は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、施設の設備、備品、飲用に供する水、医薬品及び医療器具等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 施設長(管理者)は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第22条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(認知症基礎研修の受講等)

第23条 施設は、全ての介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止)

第24条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(掲 示)

第 25 条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他、入居者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第 26 条 施設に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

(居宅介護支援事業所に対する利益の禁止)

第 27 条 施設は、居宅介護支援事業所及びその職員に対し、特定の入居者にサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益供与を一切行わない。

(苦情処理)

第 28 条 提供した自立型介護及び特定型介護に係る入居者またその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

2 提供した特定型介護に関し、保険者または国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けたときは、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(会計区分)

第 29 条 本施設の会計と、他の施設又は事業の会計は区分する。

(記録の整備)

第 30 条 設備、備品、職員および会計に関する諸記録を整備しておく。

2 入居者に対する自立型介護及び特定型介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

第 5 章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応)

第 31 条 自立型介護及び特定型介護の提供を行っている時に、入居者の体調が急変したとき等の緊急を要する場合は、速やかに主治医またはあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 32 条 入居者に対する自立型介護及び特定型介護の提供により事故が発生した場合は、入居者の家族、関係行政機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 入居者に対する自立型介護及び特定型介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

第六章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 33 条 施設は火災、地震等の非常災害に備えて、消火・通報、避難、救出、夜間想定を含めた訓練を年 2 回以上実施する。

- 2 前項の訓練等を円滑に推進するため、消防法に規定された消防計画を別に定める。

(法令との関係)

第 34 条 この規程に定めるもののほか、施設の運営に関して必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改定する。

看護職員の人数を 5 名から 1 名以上及び記録の
保存期間を 2 年から 5 年に変更に変更
虐待防止に関する事項、衛生管理・感染症の予
防及びまん延防止、業務継続計画の策定等、認
知症基礎研修の受講等及びセクシャルハラスメ
ント・パワーハラスメントの防止の追加
衛生管理等の削除